

「介護職員等資格取得・研修支援事業」について

陸別町では、町内の介護職に従事する人材の育成・確保と定着の促進を図ることを目的に、その資格取得及び研修受講に係る費用の一部を助成します。

★対象となる資格及び研修

- ① 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級相当）
- ② 社会福祉士・介護福祉士
- ③ 介護支援専門員
- ④ その他町長が特に必要と認める研修等



※①介護職員初任者研修は、在宅・施設等を問わず、介護職として働く上で基本となる知識と技術を習得する研修です。また、家族の介護をされる方も、こちらの資格を取得されることをお勧めします。

※④その他町長が認める研修には、「介護職員実務者研修」も含まれます。この研修は、平成25年4月より、ホームヘルパー1級と介護職員基礎研修が一本化され、平成28年度より、介護福祉士国家試験の受験資格として実務経験3年に加え、介護職員実務者研修の修了が義務づけられています。

★助成対象者

陸別町内に住所を有し、町税等を滞納していない方で、上記の資格試験に合格または研修を修了した方

★対象経費

- 受験料・・・実費
- 受講料・・・実費
- 教材費・・・実費（ただし、試験研修等の受講に必要な教材に限る。）
- 交通費・・・公共交通機関の運賃の実費（※特例あり）
- 宿泊費・・・実費（上限11,500円）

★助成額

対象経費の3分の1を助成する。（ただし、10万円を限度とする。）

※補助希望の方は研修等の受講開始前に保健福祉センターにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 陸別町保健福祉センター 介護保険担当 Tel 27-8001